

被災地派遣レポート<第69回>

水道局職員部人事課 戸張 岳史さん

1 平成 23 年度末現在の状況

岩手県内において、東日本大震災では津波による施設被害や大規模停電のため 29 市町村で約 18 万戸の断水が発生し、釜石市での 7 月 12 日の断水解消をもって県内の断水は全て解消した。

被害を受けた事業者のうち 14 市町村（洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、遠野市、一関市）17 事業において「東日本大震災に係る水道施設等災害復旧費国庫補助」を受けて復旧事業を実施した。



津波により損傷した水管橋（山田町）の復旧作業



津波により浸水した水源地(井戸)

2 平成 24 年度の業務内容

(1) 災害査定（原形復旧及び応急仮工事）

平成 23 年度に引き続き、4 市村（田野畑村、釜石市、大船渡市、陸前高田市）5 事業において復旧事業を実施した。

■災害査定による被害額

単位：千円

	事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
H23 年度	17	461,798	624	57,657	890,015	164,307	937,124	93,976	17,024	2,622,525
H24 年度	5	—	—	—	44,626	33,809	19,184	—	—	97,619
合計	22	461,798	624	57,657	934,641	198,116	956,308	93,976	17,024	2,720,144

(2) 特例による協議設計

通常の災害復旧事業は被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、復興事業によりまちの形態が大きく変わるとともに、復興計画が策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況であった。このため、特例として、被災した水道施設を仮に原形復旧したものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施は保留され、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられた。岩手県内では7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）18事業において特例による災害査定を実施した。

■ 特例に係る災害査定額

単位：千円

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
18	0	224,024	280,440	0	621,220	17,729,718	2,540,189	415,086	21,810,677

(3) 補助率の決定

災害査定で算出された原形復旧費用を基に、東日本大震災財特法第3条により補助率が決定された。

■ 東日本大震災財特法第3条による補助率決定

	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市
補助率 (%)	80	80	88.8	86.1	86	80	87.7	89.4	89.3	88.3	88.7	89.5

(4) まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は、原形復旧が不可能、困難、又は不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等の変更することが可能とした。

各水道事業体では、この条件の下、土地区画整理事業や高台移転などのまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省に協議し災害復旧事業を行うことになる。

■ 平成24年度事業の実施計画協議（部分着手のための実施保留解除）

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ○陸前高田市上水道 | 防災集団移転促進事業地区における実施設計委託費1式 |
| ○大槌町上水道事業 | 水道システムの再編に係る実施設計委託費1式 |

3 平成25年度以降の業務内容

本年度以降は前述した実施保留されていた事業についての部分解除を水道事業体ごとに行っていくこととなる。

4 まとめ（協議設計手法について）

前述したとおり、特例による協議設計は、全体計画が策定しそのうちの着手可能な箇所から部分解除を行っていく手順なので、各水道事業体はまちの復興計画が定まらない中、全体計画が立てられないので部分協議も行えないと戸惑っている状況が続いた。また、水道事業所は市町村の本庁舎と別の場所にあることもあり復興担当部署からの情報が入りにくく、復興事業の形が決まったら連絡が来て、短期間で水道整備を行わなければならない状況である。

このような中、厚労省では全体計画はその時点で最新のもので未確定の部分があっても良いとする見解を示しているが、復興事業で早めに事業が進んでいるのは規模の小さな集落の高台移転で、水道で言えば配水管の末端を高台まで伸ばすだけの工事がほとんどである。このような工事の部分解除のために全体計画を作成し協議を行うのは効率的とは言えず、全体計画を必要とするのは水道システムを大きく変更する部分に限り、このような工事は通常の災害復旧工事として申請できるようにすればスピーディーに進むのではないかと感じた。

三陸復興